

定 款

株式会社アプリックス

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社アプリックスと称し、英文では、Aplix Corporation と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子計算機の利用・応用・運用に関する企画及びコンサルティング
2. ニューメディア関連機器、ソフトウェア、画像ソフトウェア、データ及び映像媒体の研究、開発及び販売
3. 電子計算機及び周辺機器の研究開発並びに設計、製造、販売
4. 通信システムによる情報の収集処理並びに販売に関する業務
5. 市場調査、広告及び宣伝に関する業務
6. 書籍、雑誌、印刷物の制作、翻訳、翻案及び販売
7. 映像ソフトウェア、映画、音楽の制作、翻訳、翻案及び販売
8. 会社の帳簿、請求書等の作成及び決算に関する業務並びに給与計算業務等の代行
9. 不動産の売買、賃貸およびその管理に関する業務
10. 金銭の貸付およびその仲介業務
11. 広告代理業
12. 事業用什器備品および機器等の調達、賃貸、保守、管理運営代行
13. 会議の企画および設営の請負
14. 文書の整理、保管に係る分類の作成またはファイリングの業務代行
15. 受付、案内、電話交換等の業務処理サービス
16. 管理職または役員の秘書を含む人材派遣
17. ブロックチェーン技術に関する企画、研究、開発、販売、保守、コンサルティング
18. 人工知能及び深層学習等に係る企画、研究、開発、保守、コンサルティング

19. ロボット及びロボット関連製品の企画、研究、開発、製造、販売、コンサルティング
20. コンピュータに関する教育、育成、研修、及び各種教育研修セミナーの企画、立案、実施、コンサルティング
21. コンピュータシステム及びソフトウェアの受託開発、販売、保守、運用、コンサルティング
22. 資金移動業及び前払式支払手段の発行業務
23. 電気通信事業
24. プロバイダーサービスの提供
25. インターネット等を利用した通信販売業及び卸売業並びに小売業
26. インターネット回線事業者の紹介及び斡旋事業
27. 移動体通信機器の販売事業
28. 固定通信・ブロードバンド通信サービスの加入取次
29. 損害保険代理店業
30. 個物の売買及び賃貸業
31. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役の他、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3500万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利の制限)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年12月31日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(株主総会決議事項)

第18条 株主総会は、法令または定款に別段の定めのある事項のほか、当社の株式等の大量買付行為に対する対応方針を決議することができる。

- ② 前項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役社長1名を選任し、必要により取締役会長、取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(執行役員)

第23条 当社は、取締役会の決議により執行役員を選任することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集する。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集する。
- ③ 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が議長となる。
- ④ 前項に基づきあらかじめ取締役会において定めた取締役会の議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会の議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印又は電子署名する。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(取締役会規程)

第31条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第33条 監査役は、株主総会の決議により選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とす

る。

(監査役会規程)

第41条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第43条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

② 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

② 当社は、前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によっては行なわない。

(配当金の除斥期間等)

第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

② 前項の金銭には、利息を付けない。